

令和元年 第4回国東市議会定例会 提出議案

報告 第 18 号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 1
議案 第 94 号	令和元年度国東市一般会計補正予算 (第 3 号)	P 3
議案 第 95 号	令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	P 4
議案 第 96 号	令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算 (第 1 号)	P 5
議案 第 97 号	国東市資金リスクマネジメント条例の制定について	P 6
議案 第 98 号	国東市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	P 1 0
議案 第 99 号	国東市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	P 1 3
議案 第 100 号	国東市水道事業給水条例の一部改正について	P 1 5
議案 第 101 号	国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の一部改正について	P 1 6

報告 1 件

議案 8 件

計 9 件

報告第 18 号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和元年 11 月 25 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

令和元年 8 月 16 日、相手方に固定資産の相続人の一人となった旨を伝えたと
ころ、後日、当該固定資産の相続人は不存在となる旨の指摘を受けた。このこと
に関し調査をしたところ、その指摘のとおりであることが分かった。既にその時
には相手方に相続放棄の手続きに係る司法書士への相談料等が発生していた。

2. 損害賠償の額 16,900 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 16,900 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4. 和解の相手方

議案第 94 号

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 95 号

令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 96 号

令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 97 号

国東市資金リスクマネジメント条例の制定について

国東市資金リスクマネジメント条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市資金リスクマネジメント条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 資金リスクマネジメントの原則(第 5 条—第 9 条)
- 第 3 章 市長等及び職員による日常的評価(第 10 条—第 12 条)
- 第 4 章 監査委員及び議会による独立的評価(第 13 条・第 14 条)
- 第 5 章 内部統制及び戦略の見直し並びに情報の共有(第 15 条・第 16 条)
- 第 6 章 委任(第 17 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本条例は、資金リスクに係る統制体制の整備と運用に係る基本事項を定めることにより、現金等出納及び保管に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市に対する市民の信頼を醸成し、並びに資金調達及び資金運用に係る安全性を優先した最善の業績追求を通じて財政継続性維持に貢献することを目的とする。

(事業定義)

第 2 条 資金リスクマネジメントとは、資金管理を取り巻く内外の環境及び業務手続きを対象に、前条に定める目的達成に影響を及ぼすリスク又は機会を見出し、リスクに対応するための体制整備及び運用並びに戦略策定及び実行をすべての関係者の関与により行うことで、目的実現を図ることである。

(用語定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資金管理 市及び市地方公営企業(以下「市等」という。)が、公金又は準公金を対象に、第 1 条に定める目的を実現するために行う現金等出納及び保管並びに

資金調達及び資金運用のことをいう。

- (2) 内部統制 資金リスクマネジメントのうち、経営の範疇である目的又は戦略の策定及び実行を除いた部分のことをいう。
- (3) 公金 市等に属する資金、一時借入金及び歳入歳出外現金のことをいう。
- (4) 準公金 市等に属さない資金のうち、一時借入金及び歳入歳出外現金を除いた市等が管理する資金のことをいう。
- (5) 郵便切手等 郵便切手、郵便はがき、郵便小為替、印紙類その他これに類するものをいう。
- (6) 現金等 現金、預貯金及び郵便切手等をいう。
- (7) 資金調達 短期又は長期の借入のことをいう。
- (8) 資金運用 歳計現金、歳入歳出外現金及び地方公営企業の業務に係る現金並びに基金を預金、債券等で保管及び運用することをいう。
- (9) リスク 目的を促進又は阻害し、目的達成の成否を不確かにする影響のことをいう。
- (10) 機会 目的を促進する影響を及ぼす可能性のことをいう。

(対象資金)

第4条 本条例は、現金等出納及び保管に関して、公金の現金等取扱管理及び準公金管理に適用する。

2 本条例は、資金調達及び資金運用に関して、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、及び地方公営企業の資金に適用する。

第2章 資金リスクマネジメントの原則

(リスクの重点的対応)

第5条 市長及び市地方公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、リスクの重要性を評価し、重要なリスクに対して重点的な対応を行うことで、効率的かつ効果的なマネジメントを行うものとする。

(現金等出納及び保管に係るリスク対応)

第6条 資金管理における不正又は誤りの重要なリスクは、職員が現金等を取り扱う業務及び準公金管理業務に存在するため、市長等は次の各号に掲げる業務を対象に、内部統制体制を整備し運用するものとする。

- (1) 現金等取扱管理
- (2) 準公金管理

(資金調達及び資金運用に係るリスク対応)

第7条 市長等は、年次資金調達及び資金運用戦略(以下「年次戦略」という。)を策定し、実行するものとする。

(情報の伝達及び報告)

第8条 市長等は、資金リスクマネジメントに係る情報を、組織内に伝達するとともに、外部から必要な情報を収集しなければならない。

2 市長等は、市民に対する説明責任を果たすために、資金管理活動を公開しなければ

ばならない。

- 3 市長等は、内部通報者の保護を考慮した公益通報制度の整備を行わなければならない。

(専門的人材の育成及び誘致)

- 第 9 条 市長等は、資金管理における倫理性及び専門性を備えた人材育成及び誘致を図らなければならない。

第 3 章 市長等及び職員による日常的評価

(現金等取扱管理及び準公金管理に係る一次的統制)

- 第 10 条 市長等は、所属長に現金等取扱管理及び準公金管理に係る複数職員による内部統制を行う一次的な責任があることを明確にしなければならない。

(現金等取扱管理及び準公金管理に係る二次的統制)

- 第 11 条 会計管理者及び市地方公営企業管理者は、現金等取扱管理に関し、適正な内部統制が行われていることを検証するため、毎年実地検査をし、内部統制報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、準公金管理の内部統制について準用する。この場合において、「現金等取扱管理」とあるのは、「準公金管理」と、「会計管理者および市地方公営企業管理者」とあるのは、「市長等又は執行機関からの指名を受けた職員」と読み替えるものとする。

(年次戦略と実績評価)

- 第 12 条 市長は、毎年 4 月末日までに監査委員及び議会に年次戦略を提出し、公表しなければならない。

- 2 市長は、第 1 条に規定する目的に影響を及ぼす重大な環境変化が認められるときは、随時年次戦略の見直しを行い、監査委員及び議会にすみやかに提出し、公表しなければならない。

- 3 市長は、年次戦略に係る活動状況及び決算業績に関する実績報告書を作成しなければならない。

第 4 章 監査委員及び議会による独立的評価

(現金取扱管理及び準公金管理に係る独立的評価)

- 第 13 条 市長は、第 11 条第 1 項及び同条第 2 項に定める内部統制報告書を、毎年 12 月末日までに監査委員の審査に付さなければならない。

- 2 監査委員は、内部統制体制の整備及び運用がなされているかを確認するために、前項の内部統制報告書を審査し、必要により試査を行った上で、市長に審査意見書を提出しなければならない。

- 3 市長は、第 1 項の内部統制報告書に監査委員の審査意見書を添付して、毎年 4 月末日までに議会に提出し、公表しなければならない。

(資金調達及び資金運用に係る独立的評価)

- 第 14 条 市長は、第 12 条第 3 項に定める実績報告書を、毎年 10 月末日までに監査委員の審査に付さなければならない。

- 2 監査委員は、前項の報告書に基づいて、年次戦略の執行状況及び業績について審査し、市長に審査意見書を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の実績報告書に監査委員の審査意見書を添付して、毎年12月末日までに議会に提出し、公表しなければならない。

第5章 内部統制及び戦略の見直し並びに情報の共有
(評価の対応)

第15条 市長等は、第3章及び第4章における評価を基に、内部統制及び戦略の見直しを検討しなければならない。

(情報の共有)

第16条 市長等は、資金管理の成果向上を目的として、他の地方公共団体及び専門家との情報共有を図るように努めるものとする。

第6章 委任
(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由 資金リスクに係る統制体制の整備等により市に対する市民の信頼を醸成するとともに、市の財政継続性維持に貢献することを目的に、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 98 号

国東市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

国東市下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下水道事業(公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業をいう。以下同じ。)の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第 2 条 市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 4 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 処理区域は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の下水道事業計画(以下「下水道事業計画」という。)に定める処理区域とする。

(2) 処理人口は、下水道事業計画に定める処理人口とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(国東市特別会計条例の一部改正)

2 国東市特別会計条例(平成18年国東市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号を次のように改める。

(3) 下水道事業特別会計 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業

第1条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(国東市下水道等整備基金条例の一部改正)

3 国東市下水道等整備基金条例(平成18年国東市条例第96号)の一部を次のように

改正する。

第4条中「特別会計歳入歳出予算」を「特別会計予算」に改める。

第5条中「歳計現金に」を削る。

(国東市公共下水道条例の一部改正)

- 4 国東市公共下水道条例(平成18年国東市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

(国東市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

- 5 国東市特定環境保全公共下水道条例(平成18年国東市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

提案理由 令和2年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するにあたり、本条例の制定及び関係条例の一部を改正する必要があるもので提出する。

議案第 99 号

国東市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

国東市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、毎事業年度国東市下水道事業(以下「下水道事業」という。)において生じた剰余金(利益及び資本剰余金をいう。)の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めることにより、下水道事業の財政的基盤を確立し、もって下水道事業の健全な運営に寄与することを目的とする。

(利益の処分等)

第 2 条 下水道事業は、毎事業年度生じた利益のうち法第 32 条第 1 項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額(以下「補填残額」という。)があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

- (1) 事業年度末日において企業債を有する場合 補填残額の 20 分の 1 を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の 20 分の 1 に満たない場合にあっては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法
- (2) 事業年度末において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の 20 分の 1 を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、補填残額の 20 分の 1 から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積み立てる方法
- 2 前項第 1 号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第 2 号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金及び建設改良積立金として積み立てることができる。
- 3 前 2 項の規定により積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の用途には使用することができ

ない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

(3) 建設改良積立金 建設改良工事の資金に充てる目的

4 前項各号(第 2 号を除く。)に掲げる積立金をその目的のために使用した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

5 第 3 項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を得た場合については、積立金をその目的以外の使途に使用することができる。

(資本剰余金)

第 3 条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 令和 2 年 4 月 1 日から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するにあたり、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 100 号

国東市水道事業給水条例の一部改正について

国東市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市水道事業給水条例の一部を改正する条例

国東市水道事業給水条例（平成 18 年国東市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項及び第 5 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 34 条第 1 項第 2 号中「5,000 円」を「10,000 円」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 8 条第 1 項の指定の更新をするとき 1 件につき 5,000 円

第 38 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を新設するとともに、県内の状況により指定手数料の改定等を行うため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 101 号

国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の
一部改正について

国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の
一部を改正する条例

(国東市公共下水道条例の一部改正)

第 1 条 国東市公共下水道条例（平成 18 年国東市条例第 219 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 8 条第 1 項第 5 号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて、復権していない場合

第 8 条第 1 項第 5 号オを次のように改める。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営む
に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

第 8 条第 1 項第 5 号に次のように加える。

カ 法人にあっては、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者
がいる場合

第 9 条第 2 項第 3 号中「代表者」の次に「及び役員」を加える。

第 20 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神
の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで
きない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(国東市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 国東市特定環境保全公共下水道条例（平成 18 年国東市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、同条に次の 1 号を加える。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 工事業者（法人にあっては代表者）が第 24 条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから 1 年を経過していないこと。

ウ 指定工事店が第 15 条の規定により指定を取り消されてから 1 年を経過していないこと。

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人にあっては、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

第 9 条第 2 項第 5 号中「代表者」の次に「及び役員」を加える。

第 19 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 19 条に次の 1 号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 2 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第 31 条第 3 項中「前第 2 項」を「同項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例の規定に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

提案理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。